

《市・府民税の申告》 令和7年度の申告受付を行います。郵送による提出も可能です。

〔受 付〕 2月17日(月)～3月17日(月) ※土(日)祝を除く 9:30～12:00 / 13:00～16:00

〔会 場〕 市役所本館1階ロビー 【郵送先】 〒583-8585 誉田4-1-1 税務課市民税担当 宛

- ①申告に必要な書類等を必ずご持参ください。(例) 給与・年金の源泉徴収票、生命保険などの控除証明書
- ②医療費の申告をされる方は合計額計算および明細書をご準備ください。

※市・府民税に関連した各種証明書発行や、国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証などの交付、介護保険料・保育園および幼稚園の保育料の算定などに申告が必要です。また、申告書が届いた方で前年中に無職、無収入の方も申告にご協力ください。

●申告が必要な方

本市在住(令和7年1月1日現在)で、前年中に所得があり、所得税の確定申告書提出義務のない方や勤務先から給与支払報告書が提出されていない方。
(例)●2カ所以上から給与の支払いを受けていた方。●公的年金受給者で年金以外に収入がある方。●公的年金受給者で各種控除を受けようとする方。
※ワンストップ特例制度を適用されている場合であっても、医療費等があり申告を行う場合は、ふるさと納税寄附分(ワンストップを含む)も併せて申告する必要があります。

問 税務課 市民税担当

《市・府民税申告書》

前年中に市・府民税申告を行った方を対象に、令和7年度市・府民税申告書を送付いたします。申告書は下記の方法でも取得できます。
●税務課窓口、支所または申告会場へ来庁 ●市ウェブサイトより申告書をプリントアウト ●郵送(税務課市民税担当へお問合せください。)

また市ウェブサイトより市・府民税申告書が作成できます。

詳細は「羽曳野市 税額シミュレーション」と検索してご覧ください。

問 税務課 市民税担当

《バイクや軽自動車などの異動申告》

軽自動車税は、4月1日現在登録されている所有者(使用者)に課税されます。バイクや軽自動車などを廃車・名義変更する場合や、所有者(使用者)が車両を持って転出する場合は、令和7年4月1日までに右表の区分により手続きをしてください。(4月2日以降に廃車や名義変更により譲渡した方は、令和7年度の軽自動車税がかかりますのでご注意ください。)

※市役所の手続きで必要書類をご不明な場合は、市ウェブサイトをご確認いただくか、税務課までお問い合わせください。

※盗難にあった場合は、ただちに警察署へ盗難届を出していただき、「発行される受理票」と「来庁者の本人確認書類」を持参のうえ市役所税務課まで届け出てください。

※3月下旬は窓口が大変混雑することが予想されますので、余裕をもってお手続きください。

申告区分	受付場所	必要な書類・問合せ先
原動機付 自転車 など	市役所税務課 本館1階 8番窓口	【市内同士の名義変更の場合】 申告済証・ナンバープレート(変更を希望する場合)・譲渡証明書・来庁者の本人確認書類・委任状(新所有者と同一世帯の親族以外が申請する場合。同一世帯でも転出している場合は委任状が必要。) 【廃車をする場合】 申告済証・ナンバープレート・来庁者の本人確認書類・委任状(所有者と同一世帯の親族以外が申請する場合。同一世帯でも転出している場合は委任状が必要。)
軽二輪 小型二輪 など	近畿運輸局 大阪運輸支局 和泉自動車検査登録事務所 (和泉市上代町官有地)にお問い合わせください。☎050-5540-2060	
軽自動車	軽自動車検査協会 大阪主管事務所和泉支所 (和泉市伏屋町1-13-3)にお問い合わせください。☎050-3816-1842	

※一部の三輪・四輪の軽自動車については、令和7年度から税額が変わる場合があります(重課等)。詳細は、市ウェブサイトをご確認ください。

問 税務課 課税総務担当

市税催告コールセンター業務

市税(市・府民税、固定資産税、軽自動車税、法人市民税)の納期限から一定期間を過ぎても納付確認ができない方に対して、専門オペレーターが市税の未納をお知らせするとともに、納付案内を行います。

【業務時間】

- 平日9:00～17:30
- 12休、13休、18休、20休、25休、27休9:00～20:00
- 16日9:00～17:30

【振り込み詐欺など不審電話にご注意】

「市税催告コールセンター」から、還付金の案内や納付のためにATMの操作を求めることは一切ありません。